

鹿児島県司法書士会調停センター

話し合いで
解決しませんか？

鹿児島県司法書士会では、市民のみなさまが抱える身近な紛争（トラブル）の解決を支援するために、法務大臣の認証を受けた紛争解決機関を設置しています。

ADR (Alternative Dispute Resolution) とは、裁判外紛争解決手続を意味しており、民事上の紛争を、当事者と利害関係のない公正中立な第三者（司法書士）が、当事者双方の言い分をじっくり聴かせていただき、専門家としての知見を活かしながら、柔軟な解決を図る話し合いの手続きです。

★ 手続実施者報酬・合意成立手数料
★ 無料キャンペーン ★★

平成31年4月 1日～
平成32年3月31日※

平成31年4月1日から平成32年3月31日※まで
ADR実施手数料のうち、**手続実施者報酬**と**合意成立手数料**が
無料でご利用いただけます。

（**申立事務手数料**10,800円はご負担いただきます。）
ぜひあなたのお悩みにご活用ください。

（※2020年3月31日を意味します。）

ご近所と騒音で
トラブルに
なっている…

アパートの借主が
家賃を
払ってくれない…

友人に
貸したお金が
返ってこない…

数ヶ月前から
会社が給料を
支払ってくれない…

大家さんが
敷金を
返してくれない…

近所の飼い犬に噛まれ
ケガをしたが
治療費の話が進まない

解決したいけど、裁判まではしたくない・・・



あなたのお悩み、**話し合い**で解決しませんか



お問い合わせ先

鹿児島県司法書士会調停センター（認証番号第91号）

鹿児島市鴨池新町1番3号

TEL：099-256-0335

メール：jdk05735@nifty.ne.jp

H P：http://www.shihou-kagoshima.or.jp/

